

# 特許庁事業から見える地域金融機関における知財活用の取組

特許庁 総務部 普及支援課 企画調査官 赤穂 州一郎

## 抄録

特許庁においては、普段より、弁理士の皆様や、多くの企業や業界関係機関と連携しながら、種々の業務を遂行しているところですが、その中で、金融機関、特に地域金融機関と接点がある部署、事業というのは少ないのではないかと思います。

本稿では、普及支援課で実施している「中小企業知財金融促進事業」、「中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業」(以下、まとめて「知財金融事業」と略したりします。)の概要をご説明するとともに、本事業から見える地域金融機関における知財活用の取組についてご紹介したいと思います。

## 1. はじめに

まず、特許庁の「知財金融」事業という言葉が最初に耳にされた際に、多くの皆様は、例えば、特許等の知的財産権を担保とした融資であるとか、知的財産の価値評価やデューデリジェンスのようなものを連想されるのではないのでしょうか。実際、私も、普及支援課において事業担当者になるまではその一人でした。

しかしながら、特許庁が推進している知財金融事業は、簡単にいえば、「地域金融機関<sup>1)</sup>が取引先の中小企業等が有する知的財産に着目し、事業内容を深く理解した上で経営支援<sup>2)</sup>を行う取組」のことを指します。

これは、地域金融機関が、知的財産を活用しながら中小企業等の経営支援の機能を発揮することにより、取引先の中小企業等は、企業価値向上につなげることができ、金融機関自体も地域の中小企業の成長に伴う利息・手数料収入を得ることができるという好循環を期待するもので、以下にご紹介する特許庁の知財金融事業は、このような地域における金融機関と中小企業との好循環を知的財産の観

点から後押しする事業ということもいえます。

## 2. 金融庁・地域金融機関の現状について

特許庁で実施している知財金融事業についてご説明する前に、その背景となる金融庁や地域金融機関の現状について、簡単にご説明したいと思います。

まず、地域金融機関を取り巻く環境についてご説明しますが、既に皆様もご存知のとおり、昨今の低金利環境の継続や人口減少、高齢化の進展等により、金融業界、とりわけ、中小規模の地域金融機関の経営は、厳しさを増している状況で、実際に、金融庁によると、平成30年度において5期以上の連続赤字となっている銀行数は105行中27行<sup>3)</sup>と、黒字転換の進まない状況が続いています。

このような状況において、金融庁においても、地域経済を支える地域金融機関において安定した収益や将来にわたる健全性が確保されない場合、単に地域金融機関のみならず、結果として、地域経済や地域の企業に悪影響を与えることにもなりかねないとして、地域金融機関に対して、担保・保証依存の融

1) 地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合を指します。

2) 「経営支援」とは、金融機関が企業等に対して経営面で行う様々な支援のことで、融資のみならず、例えば、販路開拓や新規ビジネス展開等に繋がる経営コンサルティング(本業支援)なども含まれています。

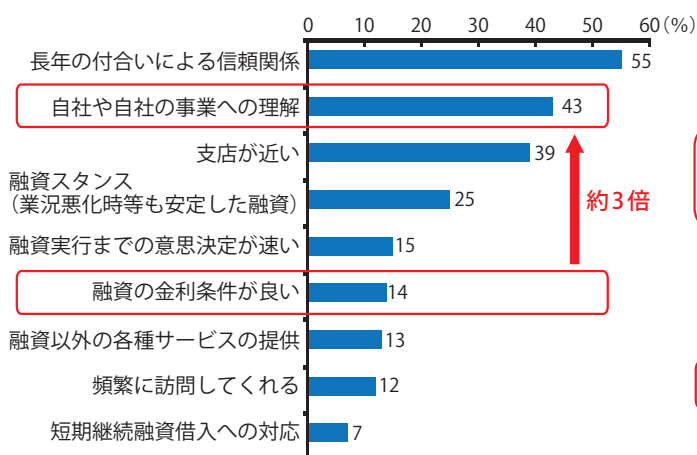
3) 金融庁利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(令和元事務年度) <https://www.fsa.go.jp/news/r1/190828.pdf> (p.78)

資からの脱却とともに、取引先企業の経営課題の解決・成長を促す、つまり、地域金融機関に対して、取引先企業の事業・将来性を適正に評価し、経営支援をすることで、取引先企業の成長や地域経済の発展に貢献することが必要であるという基本方針を打ち出しております。(そして、中小企業等が金融機関からの支援に基づいて企業価値が向上すると、結果として、金融機関自体もそれに伴う利息・手数料収入を得ることで経営を維持することができるという好循環が生まれるという訳です。)

具体的には、平成26事務年度金融モニタリング基本方針において、「様々なライフステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価(「事業性評価」)した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を行っていくことが重要である」と明記して以来、金融行政の方向性を

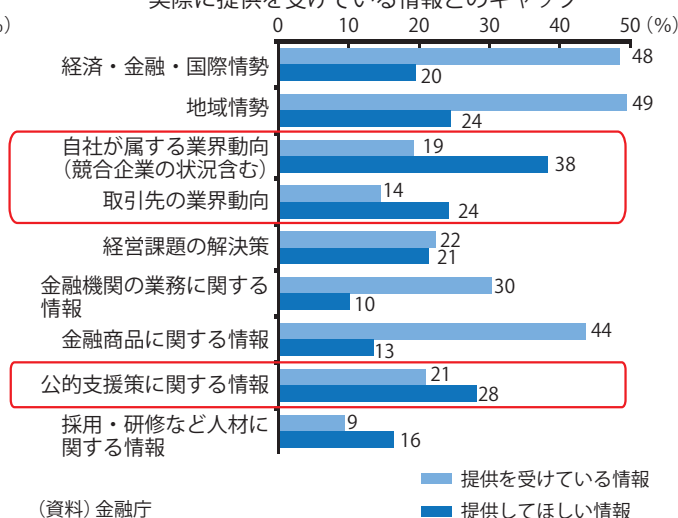
示す「金融行政方針」<sup>4)</sup>の中でも、「地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献していくために、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価(事業性評価)し、融資や本業支援等を推進する<sup>5)</sup>」(平成27事務年度金融行政方針)ことや、「十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないために、企業価値の向上が実現できず、金融機関自身もビジネスチャンスを逃している状況(「日本型金融排除」(図2))<sup>6)</sup>が生じていないかについて、実態把握を行う」(平成28事務年度金融行政方針)と示される等、地域金融機関の金融仲介機能として、企業の成長可能性を評価する事業性評価機能の強化や、担保・保証のみならず事業性評価に基づく融資の必要性が示されています。

図表II-1-(2)-10  
企業がメインバンクに求めるもの



(資料) 金融庁

図表II-1-(2)-12  
企業が提供して欲しい情報と実際に提供を受けている情報とのギャップ



(資料) 金融庁

図1 金融機関に対するニーズ<sup>7)</sup>

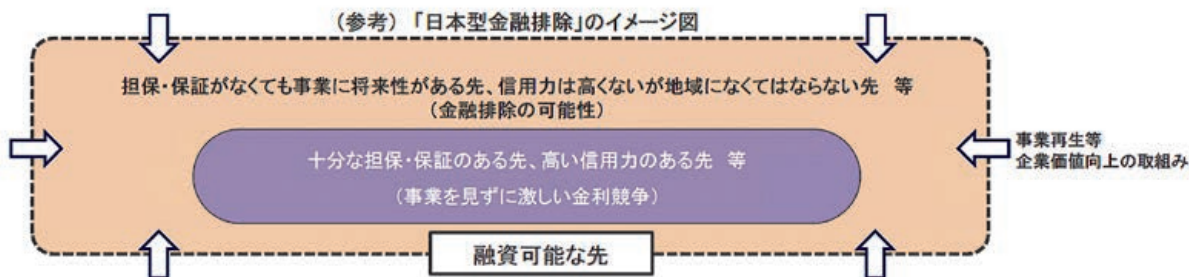


図2 日本型金融排除のイメージ図

4) 金融庁HP <https://www.fsa.go.jp/policy/summry.html>

5) 平成27事務年度金融行政方針 <https://www.fsa.go.jp/news/27/20150918-1/01.pdf> (p.12)

6) 平成28事務年度金融行政方針 <https://www.fsa.go.jp/news/28/20161021-3/02.pdf> (p.20-21)

7) 平成27事務年度金融レポート <https://www.fsa.go.jp/news/28/20160915-4/01.pdf> (p.28-29)

さらに、最近の「金融仲介機能の発揮に向けたプロセスレポート（令和元年8月）」<sup>8)</sup>においても、「金融庁としては、……地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定、実行に必要なアドバイス、資金使途に応じた適切なファイナンスなどを組織的・継続的に実施することにより、地域企業に付加価値を提供することは、自身の持続可能なビジネスモデルの確保に必要であるとともに、将来的な地域経済の発展、自身の経営基盤の確保のためにも重要であると考えている。」(p.4)と述べられており、地域金融機関の金融仲介機能として、事業性評価のみならず、経営に対するアドバイス等を行う「本業支援」を推進することが重要であることも示されています。

一方、地域金融機関自身の立場としても、長引く低金利状態においては、他の金融機関に対して金利の差による競争力を発揮することが難しく、他金融機関との差別化を図る新たな取組を導入する必要性

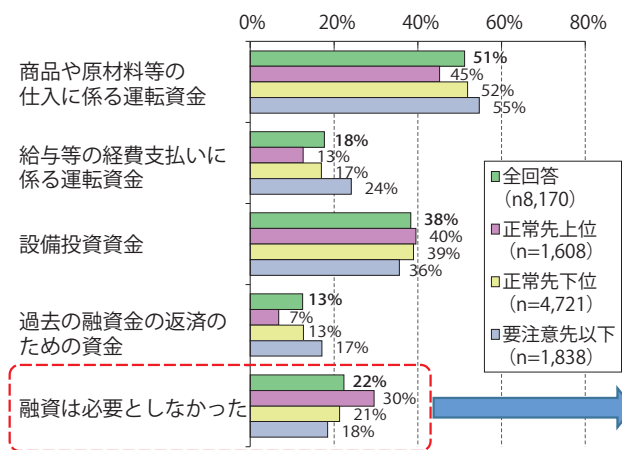
があります。さらに、地域金融機関に対する取引先企業のニーズ(図1、3)も多様化しており、特に地域の中小企業等がメインバンクに対して金利条件以外の経営支援を求めていることから、地域金融機関においても、上記金融庁の行政方針等に沿う形で、金融機関に対する融資以外の多種多様なニーズに応えるべく、取引先企業の「事業性評価」や「本業支援」への取組を進めているというのが現状です。

### 3. 特許庁の取組について

#### 3.1 知的財産と事業性評価との関係

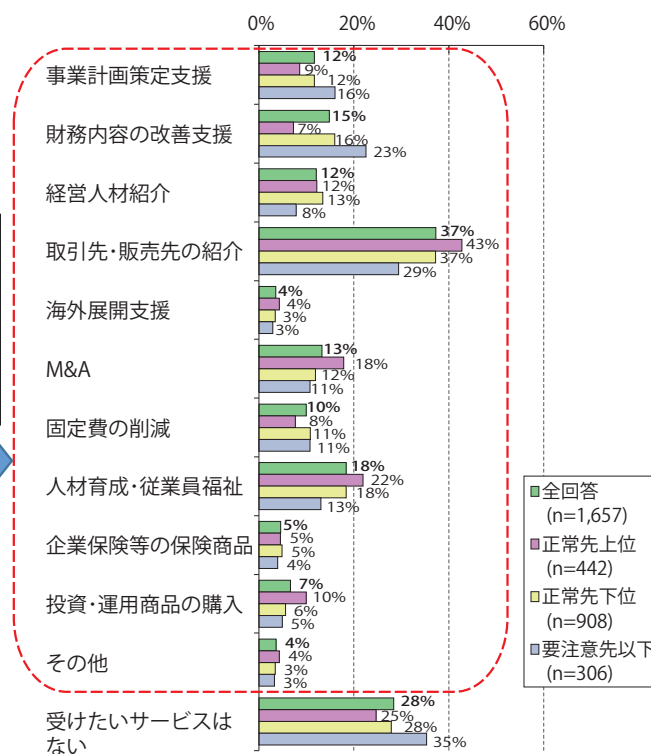
では、地域金融機関において、事業性評価をどのように行っているかといいますと、一般的には、事業性評価時において企業の実態を把握する際には、財務諸表等の情報が活用されています。しかしながら、財務諸表等の情報は、現在の企業の実態を把握するには有用ですが、事業の成長性等、特に、将来

Q.過去1年間、取引金融機関からどのような「融資」を受けたいと思いましたか。(複数回答可)



(資料)金融庁

Q.取引金融機関から「提案を受けたいサービス」にはどのようなものがありますか。(複数回答可)



※「融資は必要としなかった」とした者の回答

図3 金融機関に対する融資以外の多種多様なニーズ<sup>8)</sup>

8) 金融仲介機能の発揮に向けたプロセスレポート（令和元年8月） <https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20190828/01.pdf> (p.4、p.26)

の情報までは把握しづらいという特徴があります。

そこで、地域金融機関において、事業性評価をする際に、財務諸表等の情報に加えて、知財情報を活用する(図4)ことで、企業の事業の内容や成長可能性などをより適切に評価できるようにしようというのが、知財金融事業の基本的な考え方です。ここで、知財情報は、特許権、意匠権、商標権といった、既に権利化されたもののみならず、ノウハウのような情報も含んでおりますが、権利化されているか否

かを問わず、このような知財情報は、財務諸表上には表れてない、企業の強みであるとか、将来的な成長可能性を測る上で、有的な情報になります。

つまり、地域金融機関での事業性評価において、金融機関内部にある企業評価手法に加えて、知財情報も活用しながら知的財産の観点からも評価を行うことで、より事業成長の実現に資するような融資や本業支援につながる事が期待されます(図5)。

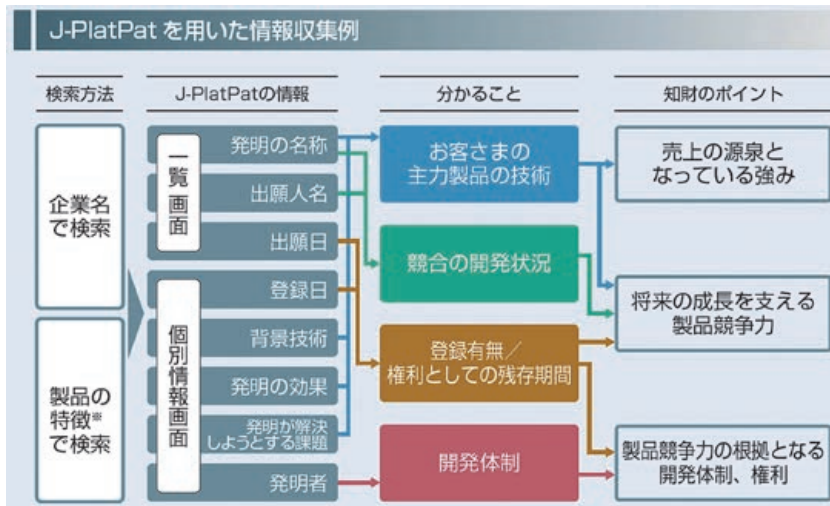


図4 知財情報 (J-PlatPat) から見える事業の内容・将来性の把握の例

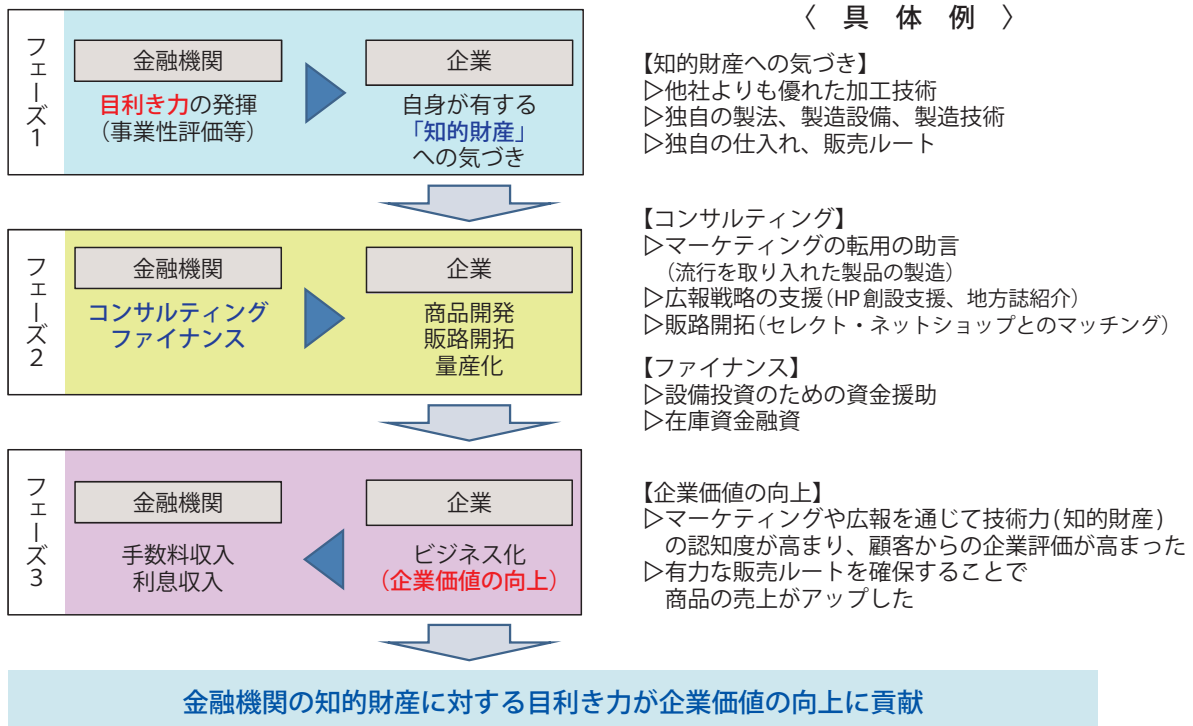


図5 金融機関の目利き力発揮による知的財産の活用・企業価値の向上<sup>9)</sup>

9) 知財金融フォーラム in 東京 (H31.3.4) 金融庁 監督局 銀行第二課 地域金融企画室長 日下 智晴氏 ご講演資料 <https://chizai-kinyu.go.jp/archives/event/docs/event0014/doc04.pdf>

### 3.2 知財金融事業について

先に述べましたとおり、知的財産は、地域金融機関において中小企業等の事業における強みや今後の成長における経営資源を理解する上で有益な情報となり得ますが、地域金融機関にはそれを評価できる目利き人材が不足している等の理由により、知財を活用した融資や本業支援には直結しづらいという事情があります。

そこで、特許庁では、地域金融機関に対して知財金融という考え方を普及させることにより中小企業等における知的財産への取組意識を高め、知的財産活用の裾野拡大につなげるため、「知財金融」を促進させる事業(図6)を開始しました。

これは、先に述べました、地域金融機関が置かれた経営環境や金融庁の方針に沿う形で、地域金融機関へ知財の活用を浸透させることも目指しています。

知財金融事業は、大きく、以下の3つの柱で構築されています。

#### 1) 知財ビジネス評価書・提案書

まず、1本目の柱ですが、特許庁では、平成26年度の試行及び平成27年度から平成30年度まで、「中小企業知財金融促進事業」として、知的財産を適切に評価することが困難な金融機関に向けて、中小企業等の知的財産を活用したビジネスを評価書としてまとめた「知財ビジネス評価書」(図7)を提供することで、知的財産の価値・評価を「見える化」し、中小企業等の事業理解や融資等につなげる取組みを実施してきました。

特に、金融機関においては、知財ビジネス評価書を得ることで、知財情報を自ら分析することなく、取引先企業特有の技術やノウハウ等の特徴や強み、

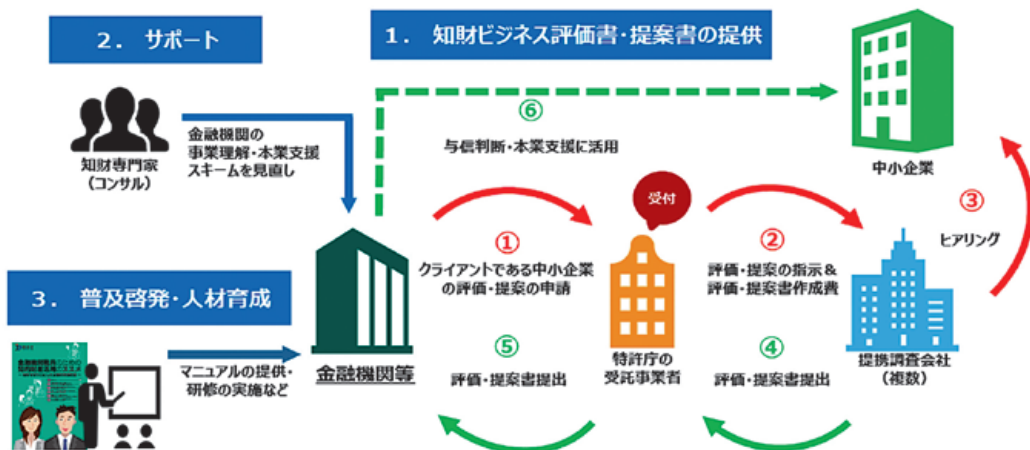


図6 知財金融事業の全体像

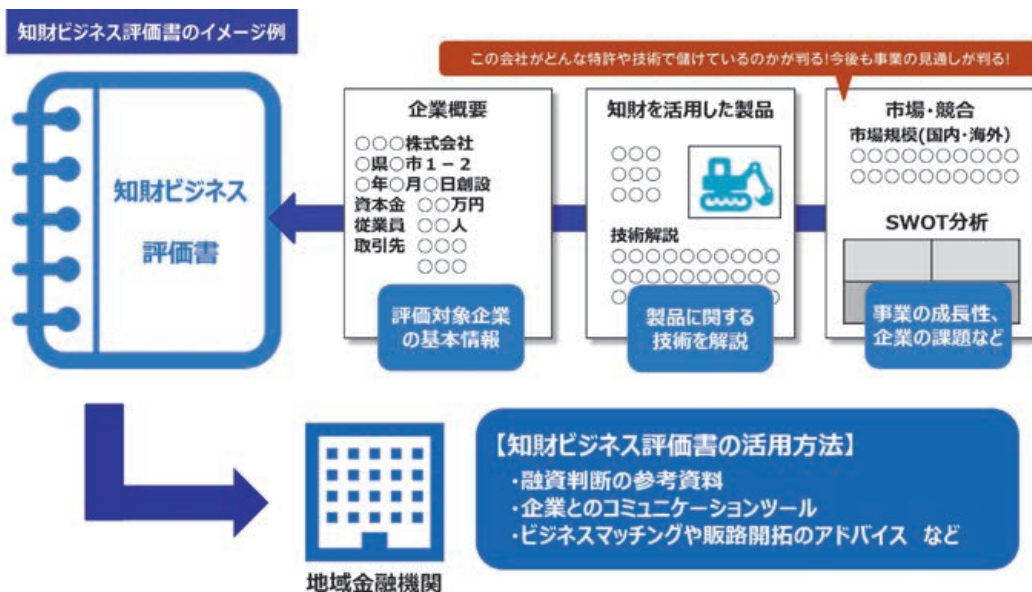


図7 知財ビジネス評価書のイメージ

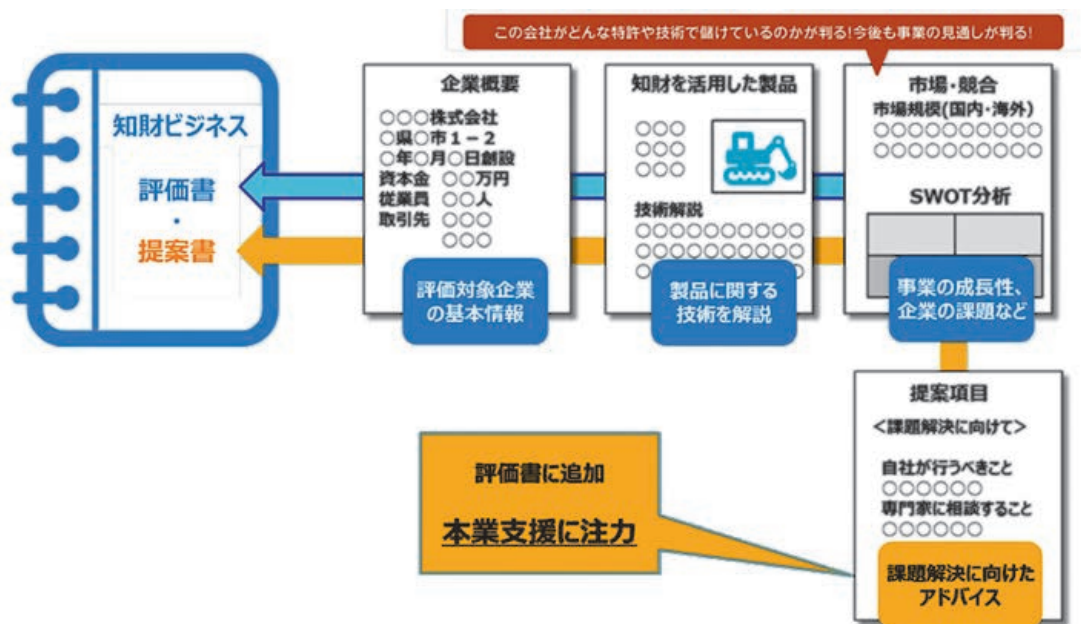


図8 知財ビジネス提案書のイメージ

それらが効果的に活用されているか(商品としての魅力につながっているか、競合からの模倣・代替品の脅威を回避できるか、その結果キャッシュフローの源泉となっているのかどうかなど)という点について知財の観点から理解することで、その後の融資判断や本業支援に繋げることができます。

さらに、令和元年度からは、新たに「中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業」として、知財ビジネス評価書に加え、金融機関が企業の本業支援を促す目的で、「知財ビジネス提案書」(図8)も提供を開始しています。この知財ビジネス提案書は、知財ビジネス評価書を本業支援の参考とするニーズが高いこと(図9)を踏まえ、取引先企業の事業性評価(現

状・将来性の把握)に加え、課題解決に向けたアドバイスも記載されたもので、地域金融機関の本業支援を促すことが期待されます。

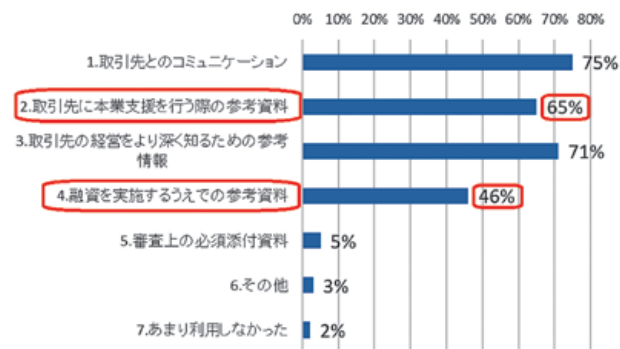


図9 知財ビジネス評価書の利用目的

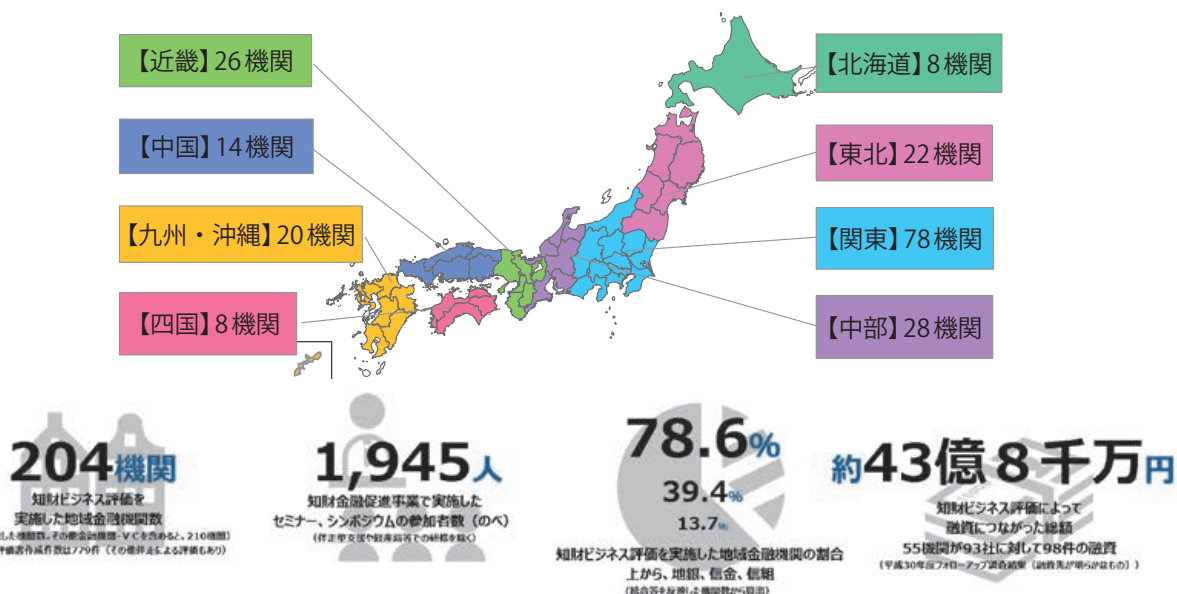


図10 知財金融事業の広がり(平成26~30年度)

知財ビジネス評価書は、全国の地域金融機関で活用されており、知財金融の普及に貢献しております(図10)。

## 2) 併走型支援

次に、2本目の柱ですが、地域金融機関に対して「知財ビジネス評価書」や「知財ビジネス提案書」を提供することに加えて、実際に、知財専門家が金融機関に訪問して、評価書・提案書を用いて、金融機関の職員と一緒に、事業性評価や本業支援を行う「併走型支援」を行っています。これは、実際に、知財専門家が金融機関の職員と一緒に、事業性評価・本業支援をすることで、知財を用いた事業性評価・本業支援を金融機関内に根付かせることを目的としております。さらに、併走型支援においては、金融機関が普段取引先企業の事業性評価をする際に利用する事業理解シートをカスタマイズ(知財の評

価項目も入れる)する等の支援もしています。以上のような、併走型支援により、金融機関の将来的な自走を促しています。

## 3) 普及啓発・人材育成

最後に、3本目の柱ですが、知財金融についての普及啓発・人材育成も行っています。例えば、平成27年度には、知財金融が金融機関職員の実務において有効に活用できることを理解してもらい、実際の現場で役立ててもらおう(例えば、JPlatPatを用いた知財情報収集手法等)ことを目的とした、マニュアル[基礎編]を作成し、平成28年度には、併走型支援の採択を受けた各金融機関における施策検討やツール(事業理解シート等)の開発といった取組みの成果も活用しつつ、これから知財金融の組織的な取組みを検討しようとする金融機関の職員を主たる読者層として想定した[応用編]を作成しました(図11)。

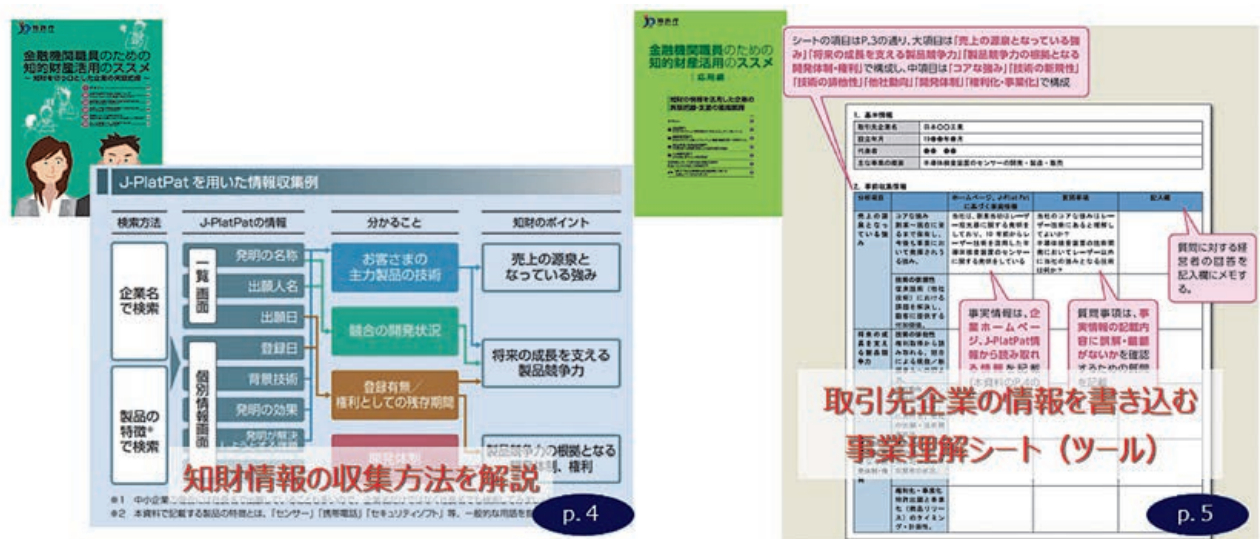


図11 金融機関向けマニュアル(基礎編、応用編)



図12 知財金融フォーラム in 東京 (H31.3.4) (知財金融ポータルサイトより)

「知財活用型事業性評価のひろがり」をテーマに、特許庁、金融庁、金融機関及び取引先企業が登壇。金融機関の取組、成果を発表



図13 知財金融ポータルサイト

さらに、専門家が、金融機関職員向けに知財を用いた事業性評価・本業支援の研修を行うことで、広く金融機関職員へ知的財産の活用を促したり、広く周知を目的に知財金融フォーラム(図12)等のイベントを開催する等、普及啓発活動も行っています。

また、本稿でご紹介できなかった知財金融事業に関する詳細(例えば、知財ビジネス評価書等のサンプル、支援を活用した金融機関の事例等)についても、「知財金融ポータルサイト」<sup>10)</sup>で公開しております(図13)。ご興味のある方は、是非ご参照ください。

#### 4. おわりに

特許庁が実施する「知財金融」事業により、比較的知財に触れる機会が少なかった地域金融機関職員が知的財産情報に触れる機会が増えてきています。

本事業を契機に、金融機関において知的財産情報の活用による中小企業等の事業性評価・本業支援が

盛んになれば、それが地域の中小企業等の活性化にもつながりますし、最終的には、この知財金融事業を通じて、地域金融機関・中小企業双方で一層知財の有用性が高まるのではと考えております。

なお、最後に、本稿中の見解は筆者の個人的なものであり、所属する組織や関係機関の見解ではないことを申し添えておきたいと思います。

#### profile

赤穂 州一郎 (あこう しゅういちろう)

平成13年4月特許庁入庁  
審査第四部情報処理、映像システム、審判部第四部門にて、審査・審判業務に従事。その間、システム開発室、客員研究員(カリフォルニア大学)、特許情報企画室、(一社)発明推進協会を経て、令和元年7月より現職。

10) <https://chizai-kinyu.go.jp/>